

単純労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町規則第 1 号

単純労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

単純労務職員の給与の特例に関する規則の（平成17年3月河合町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間」を「平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。